

■議案第31号 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項が改正され、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されましたので、関係する規定を整備するものです。

【改正の内容】

- ① 給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を第6条に追加します。
- ② 新たな規程の追加に伴い字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（補償基礎額） 第6条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に<u>掲げる</u>額とする。 （1） 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長が定める額 （2） その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が<u>補償基礎額として公正を欠くと認められる</u>場合は、実施機関が町長と協議して別に定める額） （3） 報酬が日額以外の方法によって定められている職員 <u>（次号に掲げる職員を除く。）</u> 又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額 <u>（4） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施期間が町長と協議して定める額</u>	（補償基礎額） 第6条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に<u>定める</u>額をいう。 （1） 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 町長が定める額 （2） その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が<u>著しく低額又は高額である</u>場合は、実施機関が町長と協議して別に定める額） （3） 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前項に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額